

第十三号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十五日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）」を「副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

付 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（説明）

幼稚園教育職員の職務の級の構成を改めることに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。